



がん対策

高梨 明美



問 子宮頸がんワクチンについて、令和3年11月12日に開催された厚生労働省の専門部会で、積極的勧奨の再開を決定した。そして、11月26日の厚生労働省健康局長からの「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」をもって、積極的勧奨を差し控える状態を廃止することが通知され、基本的に来年度当初から積極的勧奨を再開することになった。今後岩沼市では、情報提供の手段として、どのような周知を予定しているのか、また、周知対象者を伺う。

問 積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した方、いわゆるキャッチアップ対象者への対応として、今後、国のキャッチアップ制度が導入された場合、岩沼市では、情報提供の手段としてどのような周知を予定しているのか、また、周知対象者を伺う。

健康増進課長 今後は、現在の小学6年生から中学3年生までの女子児童・生徒に対して、個別に予防票などを送付する方向で考えています。

健康増進課長 周知方法は、対象者に対して個別にお知らせする方向で考えています。また、対象や接種の進め方については、国から具体的に示された段階で、医師会と相談の上、対応を決めていきたいと考えています。

周知の対象者は、予防接種に協力いただいている市内の病院受け入れ態勢等の問題もあるので、今後、岩沼市医師会と相談の上、決めていきたいと考えています。

市長の見解を伺う。
市長 積極的勧奨については、途中断していますので、今後進めていく中で医療関係者等と相談しながら進めていきたいと思います。できるだけ個別の案内をしていきたいと思っております。当然、相談窓口は設けていきます。
◎その他の一般質問
・動物愛護政策

接種機会逃した方の対応



信教の自由と墓地の必要性

須藤 功



問 憲法20条の解釈に「心における宗教上の信仰の自由、特定の宗教を信じる自由、信仰を変える自由、宗教を信じない自由」とうたわれている。市長は憲法20条に關しどのように捉えているか。

とある。この法律では市長に権限があり、市長の責任も重いと感じるがどうか。
市民経済部長 法に基づく市長の役割としては、火葬や埋葬などの許可、並びにその墓地経営の許可などに関しては一定の責任があると認識しています。

市長 憲法第20条は、個人の信仰の自由を保障し、国家、宗教の分離を明確にして、信教の自由を保障するものと認識しています。
問 日本の法律に「墓地、埋葬に關する法律（以下「法」）がある。第4条に「埋葬又は焼骨の埋蔵は墓地以外の区域に、これを行ってはならない」とある。市内のお寺および共同墓地以外で納骨できる墓地はあるか。

問 市民に特定の宗教に捉われな墓地を提供する必要があるのではないか。市内に墓地を求められない方やお骨を自宅に納められている方をどう捉えているか。
市民経済部長 市内の墓地管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵などを求められたときに、たとえ宗教が違ってもという理由があっても拒めないことになっています。

市民経済部長 市内にお寺や共同墓地以外で納骨できる墓地はありません。
埋葬許可を出す権限責任
問 法第8条に「市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない」

問 近隣の市町には市民墓地があり、岩沼市に市民墓地を造ってほしいとの声がある。宗教上の観点やさまざまな理由から、市民墓地が必要ではないか。
市民経済部長 墓地が20力所有り、空き区画が約200程度ありますので、今のところ市民墓地が必要という考えはありません。